○国土交通省告示第四百二十三号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十七年三月二十五日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

本郷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　広島県豊田郡大崎上島町中野字南城山六四九番地内四等三角点城山を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から五号までを順次結んだ線及び標柱一号と五号を昭和四十一年建設省告示第二千四百三十六号で指定した土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

基準点から二三三度一五分四四秒

四七五・八二二メートルの地点　一号

標柱一号から八三度一四分四秒

二三・六二四メートルの地点　二号

標柱二号から一六六度四〇分一八秒

八・〇六八メートルの地点　三号

標柱三号から二三六度二三分四一秒

一一・八二五メートルの地点　四号

標柱四号から一五六度五七分二六秒

一四五・九一〇メートルの地点　五号

ロ　広島県豊田郡大崎上島町中野字南城山六四九番地内四等三角点城山を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱六号から十号までを順次結んだ線及び標柱六号と十号を昭和四十一年建設省告示第二千四百三十六号で指定した土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

基準点から二二四度五五分五五秒

五七〇・四三八メートルの地点　六号

標柱六号から三一二度一五分四六秒

五二・三七四メートルの地点　七号

標柱七号から八度一六分五三秒

五一・二三一メートルの地点　八号

標柱八号から三五四度四九分二二秒

一八・六五一メートルの地点　九号

標柱九号から六五度一〇分一四秒

一三・三一九メートルの地点　十号

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

住吉川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうち、その接している区間の河川敷及び道路敷（昭和二十七年建設省告示第千五百七号で指定した住吉川に掲げる土地の区域を除く。）

広島県呉市下蒲刈町下島

字土谷　二七六二番一

二七六五番三

二七七三番

二八一八番二

字棒業　六九二番二から六九二番五まで

二八二五番二

三　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

住吉川右支川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうち、その接している区間の河川敷及び道路敷（昭和二十七年建設省告示第千五百七号で指定した住吉川に掲げる土地の区域を除く。）

広島県呉市下蒲刈町下島

字三津祢　二九二三番一

三〇一一番三

三〇一二番一

三〇一三番

三〇一六番一

一〇七九五番四

一〇七九六番二

字棒業　六九三番二

六九四番一一

六九五番二

六九六番二

二九二一番及び二九二二番

四　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

南郷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうち、その接している区間の河川敷及び道路敷（昭和二十七年建設省告示第千二百九十一号で指定した南郷川に掲げる土地の区域及び昭和五十九年建設省告示第七百九十七号で指定した同号十四に掲げる土地の区域を除く。）

広島県呉市豊町久比

字猟ノ尾　一三七一番二及び一三七一番三

字柿木迫　一三七二番二及び一三七二番三

字内山　一七〇九番二及び一七〇九番三

一七一一番及び一七一二番

一七一三番一及び一七一三番二

一七一五番及び一七一六番

一七二〇番三

一七二一番

一七六七番

一七六九番

一七七〇番一及び一七七〇番二

一七七一番二

一七七四番二

五　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

イラスケ川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十六号までを順次結んだ線及び標柱一号と十六号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和二十五年建設省告示第千百七十九号で指定したイラスケ川に掲げる土地の区域を除く。）

広島県東広島市黒瀬町津江

字イラスケ　三六七番一二四地先道路敷　一号

三六七番二七〇地先道路敷　二号

三六七番二七一　三号

三六七番二六〇　四号

三六七番二六六地先河川敷　五号

六三八番四　六号及び七号

六三八番一地先河川敷　八号

六四〇番二　九号から十一号まで

三六七番二六八　十二号

三六七番二六七　十三号

三六七番二四三地先道路敷　十四号

三六七番一四六地先道路敷　十五号

三六七番一三四地先道路敷　十六号

六　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

エセキ川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　広島県江田島市江田島町切串五丁目一二九五八番六地内四等三角点幸之浦を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた土地の区域

基準点から一八〇度六分二秒

九一二・四三〇メートルの地点　一号

標柱一号から一五六度一三分二七秒

二六・三四九メートルの地点　二号

標柱二号から二〇度三七分一六秒

八二・六五八メートルの地点　三号

標柱三号から二二六度一三分一六秒

五〇・三九七メートルの地点　四号

標柱四号から三〇〇度二六分四八秒

六・一七八メートルの地点　五号

標柱五号から七度三七分五五秒

二四・三〇六メートルの地点　六号

標柱六号から一八度二四分二秒

五三・八八二メートルの地点　七号

標柱七号から三五四度四九分二〇秒

四八・五四二メートルの地点　八号

標柱八号から四一度七分四二秒

二九・九八六メートルの地点　九号

標柱九号から一〇三度一八分四七秒

二三・六九〇メートルの地点　十号

ロ　広島県江田島市江田島町切串五丁目一二九五八番六地内四等三角点幸之浦を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号と十号を結んだ線から標柱十一号と十二号を昭和二十三年建設省告示第千百七十九号で指定した土地の境界線に沿って結んだ線までの区間のエセキ川の中心線から左右各岸十メートルまでの土地の区域

基準点から一八〇度六分二秒

九一二・四三〇メートルの地点　一号

標柱一号から三一三度一六分四三秒

二〇・〇〇〇メートルの地点　十号

標柱十号から三五六度二四分八秒

一三五・六〇二メートルの地点　十一号

標柱十一号から二三七度四二分一〇秒

二二・九四九メートルの地点　十二号

七　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

深原川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうち、その接している区間の河川敷及び道路敷（昭和三十一年建設省告示第千八百六号で指定した深原川に掲げる土地の区域を除く。）